

実用新案出願に対する 「出願書類の顕著な実質的欠陥の審査」



劉 春燕

GLOBAL IP China北京五洲洋和知識産権代理事務所
パートナー、日本オフィス責任者
中国専利代理人、環境工学博士

実用新案専利制度は、中国専利制度の重要な一部であり、権利付与が早く、侵害判断が比較的容易でさらに権利行使が容易であり、要求される進歩性のレベルが比較的低い等の利点により、中国の専利による保護制度において独特な役割を果たしている。また、実用新案の出願件数は、2012年の年間8万件未満から2022年には年間30万件近くに増加している。



図1 実用新案出願の件数

1. 実用新案出願に対する「出願書類の顕著な実質的欠陥の審査」

現行の法制度によれば、実用新案出願に対して、実体審査を行わない初歩審査形式を採用している。審査指南の規定によれば、実用新案出願の初歩審査の範囲には、(1)出願書類の形式審査、(2)出願書類の顕著な実質的欠陥の審査、(3)その他の書類の形式審査、(4)関連する手数料の審査が含まれる。また、初歩審査を経て拒絶理由が発見されなかった場合、実用新案専利権を付与する旨の通知が発行される。本稿では、初歩審査のうちの「出願書類の顕著な実質的欠陥の審査」を中心に紹介する。

2023年12月21日に公布され、2024年1月20日から施行された審査指南の規定によると、出願書